

山梨県救急医療損失医療費補てん

補助金交付要綱

山梨県救急医療損失医療費補てん補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 救急医療の円滑な推進を図るため、救急車又は警察車両(以下「救急車等」という。)により救急患者の搬入を受けた県内の医療機関(独立行政法人、国立大学法人及び地方公共団体が開設する医療機関を除く。以下同じ。)が、当該患者のために生じた医療費の損失(以下「損失医療費」という。)について、当該医療機関に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、次に掲げるすべての事項に該当する損失医療費とする。

- (1) 公的医療保険を適用できない救急患者に係る損失医療費であること。
- (2) 公的医療扶助(行旅病人及行旅死亡人取扱法、生活保護法等)により回収できない損失医療費であること。
- (3) 損失の原因が医療機関の責によらない損失医療費であること。
- (4) 救急患者の搬入のあった日から起算して6ヶ月を経過してもなお回収できない損失医療費(回収の見込みのあるものを除く。)又は、患者の死亡、出国、行方不明、その他の理由により回収の手段がない損失医療費であること。
- (5) 民法第170条に規定する3年の短期消滅時効が成立していない損失医療費であること。

2 前項の規定にかかわらず、係争中のものについては、この補助金の交付の対象としない。

(損失医療費の基準)

第3条 損失医療費は、救急患者の医療上相当と認められるもので、「診療報酬の算定方法」(平成18年3月6日厚生労働省告示第92号)及び「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月6日厚生労働省告示第99号)により算定した医療費から患者等より回収した額を減じた額とし、救急患者の搬入があった日から起算して7日間を限度とする。ただし、患者の生命に危険を及ぼす恐れがあるため、患者を動かすことが医学的に困難であると認められる場合においては、この限りでない。

2 入院治療を要しなかった救急患者に係る損失医療費については、前項の規定にかかわらず、初診時の医療費のみを対象とする。

(交付額)

第 4 条 この補助金の交付額は、次項の規定により算出した補助基準額と前条の規定により算出した損失医療費を比較して少ない方の額とする。

2 補助基準額は、次の(1)及び(2)により算定した額の合計額とする。ただし、知事が別に設置する審査委員会の意見を聴き、これを査定した額とする。

(1) 「診療報酬の算定方法」により算定した医療費から自己負担相当としてこれに10分の3を乗じて得た額(五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)を減じて得た額

(2) 「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」により算定した入院時食事療養費から「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」(平成8年8月16日厚生省告示第203号)に定める食事療養標準負担額のうち健康保険法施行規則第58条各号に該当する者以外の者に適用される額を減じて得た額。

(申請手続)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者(医療機関)は、別紙様式1による申請書及び次に掲げる書類を社団法人山梨県医師会会長(以下「県医師会長」という。)を經由して知事に提出しなければならない。

(1) 損失医療費明細書(別紙様式2)

(2) 診療報酬明細書(「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年8月2日厚生省令第36号)による。)

(3) 第3条第1項ただし書きに該当する理由書(7日を超える損失医療費の申請をする場合)

2 県医師会長は、前項各号に掲げる書類の提出があったときは、当該年度の4月1日から9月30日までの間に受理したものについては当該年度の10月15日までに、10月1日から3月31日までの間に受理したものについては翌年度の4月15日までに意見を付して知事に送付するものとする。

3 第1項の医療機関の申請には、所轄消防署長の救急搬送証明書又は所轄警察署長の証明書を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第 6 条 この補助金は、精算払とする。

(交付の条件)

第 7 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) この補助金の交付の前後を問わず、対象となる損失医療費を患者等から回収するよう努力しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた後、損失医療費について患者又はその関係者から医療費を徴収した場合であって、交付額と徴収額の合計額が損失医療費の額を超えるときは、超える額を速やかに知事に返還しなければならない。
- (3) 補助金の交付の目的に反した場合又は補助金の交付後において第2条に定める交付の対象に該当しないことが判明した場合には、補助金の返還を命ずることができる。
- (4) この補助金に係る帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(返還の申出)

第8条 第7条の(2)に該当するに至った者(医療機関)は、別紙様式3による返還申出書を速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、申請書をもってその実績報告があったものとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年12月1日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年7月12日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第3条第1項の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 3 平成19年4月1日前に救急車等により搬入を受けた救急患者に係る損失医療費であって、平成19年12月25日までに県医師会長を経由して申請のあったものについては、なお従前の例による。